

〔浄化槽リノベーション推進検討会〕  
一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 としての意見

《特定既存単独処理浄化槽に対する措置について》

- ①
  - ・行政が特定既存単独処理浄化槽を判定するための判断基準として、国がガイドラインを作成する必要がある。
  - ・具体的には11条検査で不適正となったものについて、チェックシートを用いて除却や修理を判断するという手法が考えられる。
  - ・全浄連としては、このガイドライン及びチェックシートの作成について、お手伝いできればと考えている。
- ②
  - ・保守点検情報や清掃情報並びに近隣の苦情などを検査機関にフィードバックする体制を整えることにより、スムーズに11条検査に繋げることが可能となるので、取り扱い上の留意点として検討いただきたい。
- ③
  - ・特定既存単独処理浄化槽として補修または除却の命令を出す場合には、補助を手厚くするような仕組みを合わせることが望ましい。

《浄化槽処理促進区域の指定について》

- ① 全浄連としても浄化槽処理促進区域の指定を各県会員団体と協力し推進していく。
- ② 浄化槽処理促進区域に指定された地域については、補助率のアップなど何らかのメリットがあるような施策を考慮いただきたい。

《公共浄化槽の設置について》

- ① 公共浄化槽の設置については市町村の自主性に委ねるべきものであり、特に検討すべき事項はない。

《浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について》

- ① 全国である程度統一した内容で講習会が行われるように規定し、環境省から必要事項を提案していただき、その内容に沿ったテキストとして全浄連が日本環境整備教育センターで協議し、浄化槽システム協会の協力をいただきながら作成していきたい。
- ② 各都道府県で開催される講習会については、各都道府県協会が主体となって各都道府県の特色も鑑み、日本環境整備教育センターの講師陣の協力を得ながら進めてまいりたい。

- ③ 技術の向上はいうまでも無く、設置者への説明のためのコミュニケーション能力向上、故障対応技術など実践的な研修が必要です。

#### 《浄化槽の使用の休止及び義務の免除について》

- ① 休止にあたっては、直前に保守点検及び清掃が行われたことを確認できるような証明書の添付あるいは休止届の様式であることが必要と思われる。また、届出情報が指定検査機関にも伝達されるようなシステムが構築されることが望ましい。
- ② 届出にあたっては、維持管理業者あるいは清掃業者が代行できることが望ましい。
- ③ 休止期間は1年を目途とし、延長する場合には再度の届出及び休止を確認できる電気量  
・水道や電気メーターなどの資料を添付する必要がある。
- ④ 技術上の基準に追加すべき項目として、休止にあたっては汚泥全量引抜きのうえ消毒、高水位までの張り水、消毒剤の撤去が考えられる。
- ⑤ 再開届には、使用開始直前の保守点検のような形の点検表を添付することが望ましい。

#### 《浄化槽台帳の整備について》

- ① 各都道府県協会を通じて、全浄連が持つWebを利用した台帳システムをこれまでの経験を元に推進していくこうと考えている。それに併せて、各都道府県協会からも台帳の重要性について各都道府県に対して説明をしたい。
- ② 保守点検、清掃の情報は台帳整備に不可欠であり、現在行われていない都道府県への報告についてもきちんと義務化される必要がある。  
また各報告や届け出については、電子情報が推進されることが望ましい。
- ③ 台帳整備に関し、個人情報の取扱いについてきちんと整理される必要がある。

#### 《協議会の設置について》

以下の課題に対し協議会を活用できる可能性があり、各都道府県協会において協力していきたい。

- ① 浄化槽処理促進区域の拡大などの課題
- ② 特定既存単独処理浄化槽に関する情報収集や除却判断